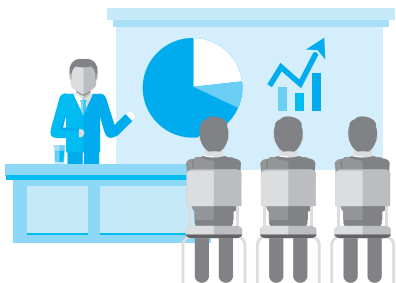


会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2015年10月)

IASBでは2015年10月度(10月20日~22日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① リース 新リース基準のドラフトの作成段階で生じた整理論点、及び新リース基準の発効日等について議論が行われた。</p>	<p>詳細はI(25頁)参照</p>
<p>② 排出物価格設定メカニズム 排出物価格設定メカニズムにおける、財務諸表利用者の情報ニーズ、及び概念フレームワークとの関係等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>③ 減損に係る移行リソース・グループに関するアップデート 金融商品の減損に係る移行リソース・グループで議論された論点等について検討が行われた。</p>	<p>リボルビングクレジットにおける予想信用損失の測定に関する論点について、IFRS第9号「金融商品」の要求事項は明確であること等が確認された。</p>
<p>④ 資本の特徴を有する金融商品 資本の特徴を有する金融商品に関する調査研究プロジェクトにおいて、デリバティブの分類に対するアプローチ等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑤ 開示に関する取組み IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案、及び開示原則プロジェクト等について議論が行われた。</p>	<p>詳細はII(26頁)参照</p>
<p>⑥ 保険契約 IFRS第9号「金融商品」に従って会計処理される金融資産の分類及び測定に関して、新保険基準の適用開始時の移行措置、有配当契約の会計処理、及び開示等について議論が行われた。</p>	<p>詳細はIII(27頁)参照</p>
<p>⑦ IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日の相違 IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日の相違により生じる可能性のある、会計上の影響に対処するための公開草案について議論が行われた。</p>	<p>IFRS第4号「保険契約」の修正に係る公開草案のコメント期間を60日とすることが暫定決定された。 IFRSの初度適用企業は、延期アプローチ及び上書きアプローチの適用を禁止することが暫定決定された。 IFRS第4号「保険契約」の修正に係る公開草案は、2015年12月に公表される予定である。</p>

<p>⑧ IFRS適用上の論点 IAS第23号「借入コスト」に関して、資産化率の計算を明確にするIFRS解釈指針委員会からの提案について議論が行われた。 IFRS第11号「共同支配の取決め」に関して、IFRS解釈指針委員会における議論について検討が行われた。</p>	<p>IAS第23号「借入コスト」に関して、特定借入は適格資産の建設が完了した時点で、一般借入に振り替えるべきであり、この処理を明確にするため、IAS第23号「借入コスト」の修正を行うべきというIFRS解釈指針委員会の結論に同意した。 また、IAS第23号「借入コスト」に関する修正を2015-2017年サイクルの年次改善に含めることが暫定決定された。 IFRS第11号「共同支配の取決め」に関して、事業の定義を満たす共同支配事業に対する支配を企業が獲得する場合には、これまで保有していた持分を再測定することを明確化するために、IFRS第3号「企業結合」を修正するというIFRS解釈指針委員会の提案に同意した。 また、これまで共同支配事業に対する当事者であった企業が、事業の定義を満たす共同支配事業に対する共同支配を獲得する場合には、これまで保有していた持分を再測定しないことを明確化するために、IFRS第11号「共同支配の取決め」を修正するというIFRS解釈指針委員会の提案にも同意した。</p>
<p>⑨ のれん及び減損 IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに関する発見事項に対応して、のれんの会計処理、及び減損テストの見直し等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑩ 事業の定義 事業の定義等に関する、米国財務会計基準審議会 (FASB) の提案の分析等について議論が行われた。</p>	<p>事業に関して、取得した活動及び資産が、最低限、アウトプットの創出に貢献するインプット及び実質的なプロセスを含んでいなければならない旨等を明確化することが暫定決定された。</p>

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、次の項目に分けて記載する。

「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」

「今後の予定」

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update¹⁾」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²⁾を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

I リース

背景

現行リース会計基準は、オペレーティング・リースのオフバランス処理、(借手も貸手も)ファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれに該当するかによって異なる会計処理が適用されること等、いくつかの問題点が指摘されており、2010年に公開草案を公表し、全てのリース(借手)に使用权モデルの会計処理を適用することが提案された。

しかし、煩雑な会計処理となること、リース期間について不確実な見積りを要すること、及び短期リースについても借手にオンバランスを求めることなどに対して、多数の批判的意見があり、審議の結果、2013年5月に再公開草案の公表に至った。IASBとFASBは、再公開草案に対するコメントをもとに2013年11月以降再審議を開始したが、借手のリース費用の認識方法等において、IASBとFASBの間で合意が得られず、異なる会計処理を選択する暫定決定を行っている。

今回の議論のテーマ

上記のように、IASBとFASBで異なる会計処理を選択することが暫定決定されており、また、主要な論点については議論を終えている。今回は、新リース基準のドラフトの作成段階で生じた整理論点、及び新リース基準の発効日等について議論が行われた。



主な暫定決定事項

- ❖新リース基準に係る整理論点に関して、以下を明確にすることが暫定決定された。
 - ◆借手は、原資産の使用を延長するリース条件の変更を、既存のリースの継続として会計処理する。
 - ◆変動金利のリースに関して、リース料の算定に用いられる金利の変動に基づきリース料が見直される場合は、借手は割引率を見直す。
 - ◆借手は、リースに関連する原状回復義務をIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、及びIFRIC第1号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に従って会計処理する。
 - ◆IFRS第3号「企業結合」に関して、被取得企業が短期リース及び少額資産のリースの借手である場合、取得企業に当該資産又は負債の認識は要求されない。
 - ◆IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の範囲に含まれるリースに関して、当該基準で要求される開示を超えた開示は要求しない。
- ❖新リース基準の発効日に関して、以下の事項を暫定決定した。
 - ◆2019年1月1日以後開始する事業年度に、新リース基準を適用する。
 - ◆企業がIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を（早期）適用する場合には、新リース基準の早期適用が認められる。

今後の予定

新リース基準に関して、審議を終了し書面投票手続を開始する予定である。

II 開示に関する取組み

背景

現行の国際財務報告基準(IFRS)の表示及び開示要求に対して、様々な関係者から様々な見解が示されている。その1つとして、現行のIFRSは開示要求が多く、企業は財務諸表利用者にとって重要性の低い情報まで開示を行う。その結果として、財務諸表の有用性が低下しているという指摘がある。こうした意見を受けて、IASBでは開示に関する取組みとして、短期的に対応可能な項目、及び中長期的に対応する項目を識別し、開示を改善するためのプロジェクトを進めている。

今回の議論のテーマ

開示に関する取組みは、上記のように複数のプロジェクトが同時に議論されているが、今回はその中でも、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案、及び開示原則プロジェクト等について議論が行われた。



主な暫定決定事項

- ❖IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正に関して、現金及び現金同等物に関する開示は含めないことを暫定決定した。
- ❖IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正に関して、2017年1月1日以後開始する事業年度に適用することが暫定決定された。また、比較情報の修正再表示を企業に要求しないことも暫定決定した。
- ❖IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案、及び開示原則に係るディスカッション・ペーパーに関して、いずれも必要なデュー・プロセスがとられていることが確認された。

今後の予定

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案、及び開示原則に係るディスカッション・ペーパーに関して、書面投票手続を開始する予定である。

III 保険契約

背景

現行のIFRS第4号「保険契約」は、過渡的な基準であり、既存の会計方針を容認しているため、保険契約に関する多様な会計処理が存在している。そのため、世界的に認められた包括的な保険契約に関する会計基準の作成が急務と認識されており、2010年に公開草案が公表され、2013年には再公開草案という形で限定的に意見を求める草案が公表されている。再公開草案に関して、2013年末までコメント期限が設けられ、IASBでは2014年から再審議を開始している。

再公開草案では、保険負債を、①将来キャッシュ・フローの期待値(割引後)、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン(CSM)の合計額で測定する(ビルディング・ブロック・アプローチ)。受け取った保険料は、将来の保険金支払に対応した部分(①)、将来の不確実性を想定して対応した部分(②)、保険会社の収益を想定した部分(③)に分解して、会計処理を考えるアプローチである。そして、契約開始時に見積もった基礎率は每期見直し、見直しに伴い発生した差額はその発生要因に応じて、純損益又はその他の包括利益(OCI)に認識するか、CSMで調整することを提案している。

また、このような保険料を構成要素に分解して検討する煩雑な手続を軽減するため、短期間の保険契約等に関しては、「保険料配分アプローチ」と呼ばれる簡便的な会計処理を行うことが認められている。

今回の議論のテーマ

今回は、IFRS第9号「金融商品」に従って会計処理される金融資産の分類及び測定に関して、新保険基準の適用開始時の移行措置、有配当契約の会計処理及び開示等について議論が行われた。



主な暫定決定事項

- ◆企業が新保険基準を最初に適用する際の移行措置として、以下の事項を暫定決定した。
 - ◆企業は、IFRS第9号「金融商品」に従って会計処理される金融資産に関して、事業モデルを新たに評価するこ

とが認められるが、要求はされない。

- ◆上記事業モデルの評価は、IFRS第4号「保険契約」の適用範囲に含まれるか、又は新保険基準の適用範囲に含まれる契約に関するものとして企業が指定する金融資産のみに適用する。
- ◆金融資産に関する事業モデルを新たに評価するケース、金融資産に対して公正価値オプションを指定するか又は指定を取り消すケース、及び資本性金融商品への投資に関してOCIの表示選択を指定するか又は指定を取り消すケースにおいて、企業は新保険基準の適用開始日に存在する事実及び状況に基づいて移行措置を適用する。
- ◆企業は、移行措置による分類は遡及的に適用すべきであり、その結果として生じる金融資産の分類及び測定の変更の累積的影響は、利益剰余金又はOCI累計額の期首残高において認識する。
- ◆新保険基準に係る開示に関して、以下の事項を暫定決定した。
 - ◆金融資産に関する事業モデルの評価に関して、企業が移行措置を適用する場合は、移行措置を適用している金融資産の指定についての方針等を開示する。
 - ◆新保険基準の移行措置を適用する結果として、金融資産の分類及び測定が変更される場合には、企業は、新保険基準適用前の測定区分、及び帳簿価額等について、クラス別に開示する。
- ◆新保険基準の適用開始時に、保険契約に関する比較情報を修正再表示するという2013年公開草案「保険契約」における提案を確認することが暫定決定された。
- ◆新保険基準における表示・開示に関する要求事項について、2013年公開草案「保険契約」から一部変更、及び削除を行い確認することが暫定決定された。

今後の予定

新保険基準に関する論点について、今後の会議で審議を継続する予定である。

(機関誌編集委員会編集員 松尾洋孝)

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml